入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。 令和2年4月10日

> 独立行政法人石油天然ガス·金属鉱物資源機構 契約担当役

> > 金属•石炭事業支援本部長 池田 肇

1. 入札に付する事項

- (1) 件 名 令和2年度休廃止鉱山における坑廃水処理の高度化調査研究事業に係る水質分析業務
- (2) 実施場所 東京都港区虎ノ門二丁目10番1号 虎ノ門ツインビルディング西棟16階A会議室
- (3) 実施内容 別途定める仕様を満たす分析結果の納入を行うもの
- (4) 納入期限 令和3年3月5日(金)
- (5) 入札方法 一般競争入札

入札金額は、請負業務の総額を記載すること。なお、入札書に記載された金額に当該金額の10.0パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか、免税事業者であるかを問わず、見積もった価格の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2. 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

下記全ての条件を満たすものとする。

- (1) 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構(以下「機構」という。)の「競争参加者の資格に関する公示」の「3. 競争に参加することができない者」に該当しない者であること。
- (2) 令和01・02・03年度(平成31・32・33年度)の競争参加資格(全省庁統一資格)の「役務の提供等(調査・研究)」において「A」、「B」若しくは「C」の等級に格付けされている者であること、又は当該競争参加資格を有しない者で、入札日前日までに競争参加者資格審査を受け、当該等級に格付けされた者であること。
- (3) 現在、国又は政府関係機関等から補助金交付の停止又は契約に係る指名停止等の行政処分を受けていないこと。
- (4) 下記3. に示す提出書類を指定の期限までに指定の場所に提出し、機構担当職員より認められた者。
- (5) 下記4. における入札説明書の交付を受けた者。

3. 契約条項を示す場所

契約条項を示す場所及び問い合わせ先

〒105-0001 東京都港区虎ノ門二丁目 10番1号

独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構

金属環境事業部調査技術課 TEL:03-6758-8032、FAX:03-6758-8062

正木 悠聖 masaki-yusei@jogmec.go.jp TEL:03-6758-8204 縄田 透 nawata-toru@jogmec.go.jp TEL:03-6758-8492

4. 入札説明書の交付及び質問等

入札説明書一式については、**令和2年5月18日(月)17時00分**までに、上記3. の場所までメール等で 交付依頼連絡があった者に対して交付する。

本件入札(仕様内容も含めて)に関する質問等は、令和2年5月18日(月)17時00分までに、上記3. の場所までメールで問い合わせること。また、質問に対する回答は、令和2年5月20日(水)12時00分までに、入札説明書の交付依頼があった者に対してメールで行う。

5. 入札参加申し込み

競争入札に参加を希望する者は、**令和2年5月18日(月)17時00分**までに、以下の提出書類を上記3. の場所まで郵送又はファクシミリにより送付すること(提出期限までの正本持参又は郵送等を妨げるものではない)。なお、送信前に必ず電話にて連絡すること。また、ファクシミリ送信に用いた正本は、後日郵送等により提出すること。

入札参加資格がないと認めた者にだけ、**令和2年5月20日(水)12時00分**までに「一般競争入札参加 資格者不確認通知書」をファクシミリにて送信する。

【提出書類】

- ア. 一般競争入札参加申請書(様式1)
- イ. 令和01・02・03年度(平成31・32・33年度)競争参加資格(全省庁統一資格)通知書の写し
- ウ. 過去に類似案件の納入実績を有し、本公告に示した納入物を確実に納入し得る者であることを示す実績一覧表(様式任意、数件を抜粋して A4用紙 1 枚程度に収めること)
- エ. 会社概要(パンフレット等)

6. 競争執行(入札)の日時及び場所

場所 東京都港区虎ノ門二丁目 10番1号 虎ノ門ツインビルディング西棟

※日時・場所は変更となる場合がある。変更となる場合は、入札参加申請書提出者に対して、事前に連絡する。 ※入札書及び委任状(必要である場合)は指定のものを使用することとする。

独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構 16階 A 会議室

【持参するもの】

ア. 入札書(様式2)

代理人が入札を行う場合には、代理人の委任状の印と入札書の印が一致すること(記載例参照)。 入札書に記載する日付は、入札・開札日とする。(別添の記載例参照)

イ. 委任状(様式3)

代表者が入札を行う場合には不要。

- ウ. 代表者が入札書を持参する場合
 - 公的身分証明書
- エ. 法人印鑑証明書原本(コピー不可)

開札日の前日から直近3か月以内に発行されたものであること。 代表者が入札を行う場合にも必要。

オ. 印章(はんこ)

入札会出席者名簿への記載捺印及び再度入札における入札書への捺印の際に必要となる。 代表者の場合は、実印若しくは使用印届けにて届け出た印章。

7. 入札保証金及び契約保証金に関する事項

全額免除

8. その他

(1) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格を有しない者による入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、最低の価格をもって入札をしたものを落札者とすることがある。

(4) 入札及び契約手続きに使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(5) 手続における交渉の有無

無

○契約の公表に係る留意事項

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところ。

これに基づき、以下のとおり、機構との関係に係る情報を機構のホームページで公表することとしますので、 所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていた だくよう御理解と御協力をお願いいたします。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了 知願います。

(1)公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

① 機構において役員を経験した者(役員経験者)が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者(課長相当職以上経験者)が役員、顧問等として再就職していること

- ② 機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること
- ※ 予定価格が一定の金額を超えない契約や光熱水費の支出に係る契約等は対象外
- (2)公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

- ① 機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者(機構OB)の人数、職名及び機構における最終職名
- ② 機構との間の取引高
- ③ 総売上高又は事業収入に占める機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨 3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上
- ④ 一者応札又は一者応募である場合はその旨
- (3)当方に提供していただく情報
- ① 契約締結日時点で在職している機構OBに係る情報(人数、現在の職名及び機構における最終職名等)
- ② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び機構との間の取引高

(4)公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として 72 日以内

以上公告する。

独立行政法人石油天然ガス·金属鉱物資源機構 契約担当役 金属·石炭事業支援本部長 池田 肇 殿

一般競争入札参加申請書

令和 年 月 日

住 所 商号又は名称 代表者氏名

印

(件名)

に係る一般競争入札の入札参加条件を満たしているので、関係書類を添えて申請します。

なお、この参加申請書及び添付書類のすべての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

(用紙A4縦)

独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構 契約担当役 金属・石炭事業支援本部長 池田 肇 殿

入札書

件 名 : 令和2年度休廃止鉱山における坑廃水処理の高度化調査研究事業に係る水質分析業務

金													円
---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---

(注:見積もった価格の110分の100に該当する金額を記載すること。金額の先頭に「¥」を付すこと。)

独立行政法人石油天然ガス·金属鉱物資源機構競争契約入札心得及び入札説明書等を承諾の 上、入札します。

令和 年 月 日

所 在 地 商号又は名称

代表者氏名

印

(上記代理人氏名

印)

(用紙A4縦)

独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構 契約担当役

金属•石炭事業支援本部長 池田 肇 殿

委任状

私は 印 を代理人と定め、下記の行為をする権限を委任します。

記

令和2年度休廃止鉱山における坑廃水処理の高度化調査研究事業に係る水質分析業務に係る入札 及び見積に関する一切の権限

上記委任のこと相違ありません。

令和 年 月 日

所 在 地 商号又は名称 代表者氏名

印

独立行政法人石油天然ガス·金属鉱物資源機構 契約担当役 金属·石炭事業支援本部長 池田 肇 殿

入札辞退届

件 名: 令和2年度休廃止鉱山における坑廃水処理の高度化調査研究事業に係る水質分析業務 上記について、都合により入札を辞退します。

令和 年 月 日

住 所 商号又は名称 代表者氏名

印

独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構競争契約入札心得

平成 16 年 11 月 16 日 2004 年 (財経) 通達第 85 号 最終改正 令和元年 10 月 1 日

(目的)

第1条 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構(以下「機構」という。)の契約に係る一般競争及び指名競争(以下「競争」という。)を行う場合における入札その他の取扱いについては、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構会計規程(2004年(財経)規程第6号)、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構契約事務取扱要領(2004年(財経)要領第1号)等に定めるもののほか、この心得の定めるところによるものとする。ただし、電子入札システムによる入札(以下「電子入札」という。)によるものについては、この限りではない。

(一般競争参加の申出)

第2条 一般競争に参加しようとする者は、当該入札公告において指定した期日までに、 様式1により作成した一般競争入札参加申請書に当該公告において指定した書類を添 え、理事長又は契約担当役(以下「契約担当役等」という。)にその旨を申し出なけれ ばならない。

(入札保証金等)

第3条 競争入札に参加しようとする者(以下「入札参加者」という。)は、入札執行前に、見積金額の100分の5以上の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付し、 又は提供しなければならない。ただし、入札保証金の全部又は一部の納付を免除された場合は、この限りでない。

(入札等)

- 第4条 入札参加者は、仕様書、図面、契約書案及び現場等を熟覧のうえ、入札しなければならない。この場合において仕様書、図面、契約書案等について疑義があるときは、関係職員の説明を求めることができる。
- 2 入札書は、様式2により作成し、封かんのうえ、入札者の氏名を表記し、公告、公 示又は通知書に示した時刻に、入札箱に投入しなければならない。
- 3 入札書は、特定調達契約に該当する場合には書留郵便をもって提出することができ、

特定調達契約に該当しない場合には入札保証金の全部の納付を免除された場合であって、契約担当役等においてやむを得ないと認めたときのみ書留郵便をもって提出することができる。この場合においては、二重封筒とし、表封筒に入札書在中の旨を朱書し、中封筒に入札件名及び入札日時を記載し、契約担当役等あての親展で提出しなければならない。

- 4 前項の入札書は、公告又は通知した時刻までに到達しないものは無効とする。
- 5 入札参加者は、提出した入札書の引替え、変更又は取消しをすることはできない。
- 6 入札参加者は、入札に際し、再度の入札に備え必要な部数を持参しなければならない。
- 7 入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税事業者であるかにかかわらず、入札書には入札者が見積もった価格の110分の100に該当する金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)を記載しなければならない。

(入札代理人)

- 第5条 入札参加者は、代理人をして入札させるときは、様式3による委任状を持参させなければならない。
- 2 入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理を することはできない。
- 3 入札参加者は、入札代理人として使用するものが次の各号のいずれかに該当すると 認められるときは、その者について契約担当役等が定める3年以内の期間入札代理人 とすることはできない。
 - 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造等を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき
 - 二 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合したとき
 - 三 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げたとき
 - 四 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき
 - 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき
 - 六 この項(この号を除く。)の規定により入札代理人とすることができないこととされる者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用したとき

(条件付きの入札)

第6条 競争に係る資格審査の申請を行った者は、競争に参加する者に必要な資格を有 すると認められること又は指名競争の入札にあたっては指名されることを条件に入札 書を提出することができる。この場合において、当該資格審査申請書の審査が開札日までに終了しないとき又は資格を有すると認められなかったとき若しくは指名されなかったときは、当該入札書は落札の対象としない。

(入札の辞退)

- 第7条 指名を受けた者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。
- 2 指名を受けた者は、入札を辞退するときは、その旨を、次の各号に掲げるところにより申し出なければならない。
 - 一 入札執行前にあっては、入札辞退届(様式4)を契約担当役等に直接持参し、又は郵送(入札日の前日までに到達するものに限る。)して行う。
 - 二 入札執行中にあっては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札を執行 する者に直接提出して行う。
- 3 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

(公正な入札の確保)

- 第8条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年 法律第54号)等に抵触する行為を行ってはならない。
- 2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格 格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければなら ない。
- 3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開 示してはならない。

(入札の取りやめ等)

第9条 入札参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に 執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、 又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(無効の入札)

- 第10条 次の各号の一に該当する入札は、無効とする。
 - 一 競争に参加する資格を有しない者のした入札
 - 二 委任状を持参しない代理人のした入札
 - 三 所定の入札保証金又は保証金に代わる担保を納付し又は提供しない者のした入札
 - 四 記名押印(外国人又は外国法人にあっては、本人又は代表者の署名をもって代え

- ることができる。)を欠く入札
- 五 金額を訂正した入札
- 六 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- 七 明らかに連合によると認められる入札
- 八 同一事項の入札について、他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の 入札
- 九 暴力団排除に関する誓約事項(別記)について、虚偽が認められた入札
- 十 その他入札に関する条件に違反した入札

(入札書等の取り扱い)

第11条 提出された入札書は開札前も含め返却しないこととする。入札参加者が連合 し若しくは不穏の行動をなす等の情報があった場合又はそれを疑うに足りる事実を得 た場合には、入札書及び工事費内訳書を必要に応じ公正取引委員会に提出する場合が ある。

(落札者の決定)

- 第12条 入札を行った者のうち、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最高 又は最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、機構の支払の原因とな る契約について、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約 の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契 約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当 であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者 のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。
- 2 前項の規定にかかわらず、総合評価落札方式による入札の場合には、予定価格の制限の範囲内で、入札説明書に定める要求要件のうち、必須とした項目の要求要件を全て満たしている提案をした入札者の中から、入札説明書に定める総合評価の方法によって得られた数値の最も高い者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最も数値が高い者を落札者とすることがある。

(再度入札)

第13条 開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の制限に達した価格の 入札がないときは、直ちに再度の入札を行う(入札書の封かんは不要。)。ただし、郵 便による入札を行った者がある場合において、直ちに再度の入札を行うことができないときは、契約担当役等が指定する日時において再度の入札を行う。

(同価格等の入札者が2人以上ある場合の落札者の決定)

- 第14条 落札となるべき同価格又は同数値の入札をした者が2人以上あるときは、直 ちに当該入札をした者にくじを引かせて落札者を定める。
- 2 前項の場合において、当該入札をした者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。

(契約保証金等)

第15条 落札者は、契約書の案の提出と同時に、契約金額の100分の10以上の契約保証金又は契約保証金に代わる担保を納付し、又は提供しなければならない。ただし、契約保証金の全部又は一部を免除された場合は、この限りでない。

(契約書等の提出)

- 第16条 契約書を作成する場合においては、落札者は、契約担当役等から交付された 契約書の案に記名捺印し、契約担当役等の指定する日までに、これを契約担当役等に 提出しなければならない。
- 2 落札者が契約担当役等の指定する日までに契約書の案を提出しないときは、落札は、 その効力を失う。なお、契約を締結しない落札者については、損害賠償の請求を受け るほか、競争参加の制限等が行われることがある。
- 3 契約書の作成を要しない場合においては、落札者は、落札決定後すみやかに請書その他これに準ずる書面を契約担当役等に提出しなければならない。ただし、契約担当 役等がその必要がないと認めて指示したときは、この限りでない。

(入札書等に使用する言語及び通貨)

第17条 入札書及びそれに添付する仕様書等に使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨に限る。

(異議の申立)

第18条 入札をした者は、入札後、この心得、仕様書、図面、契約書案及び現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

附則

この通達は、平成16年11月16日から施行する。

附則

この通達は、平成20年4月1日から施行する。

附則

この通達は、平成23年11月1日から施行する。

附則

この通達は、平成26年12月22日から施行する。

附則

この通達は、令和元年10月1日から施行する。

暴力団排除に関する誓約事項

当社(個人である場合は私、団体である場合は当団体)は、下記のいずれにも該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ること となっても、異議は一切申し立てません。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)であるとき又は法人等の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害 を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当役等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者